



長野県教育委員会訓令第1号

県立中学校
県立高等学校
県立特別支援学校

長野県立学校長職務規程(昭和25年長野県教育委員会訓令第2号)の一部を次のように改正し、令和元年12月14日から施行します。

令和元年12月12日

長野県教育委員会

第7条第13号中「第2号、第4号又は第5号」を「第3号又は第4号」に改める。

第17条第2号中「長野県公文書公開条例(昭和59年長野県条例第4号)」を「長野県情報公開条例(平成12年長野県条例第37号)」に、「第12条の決定」を「第18条の裁決」に改める。

高校教育課
特別支援教育課